《発表記者会：東北電力記者会
宮城県政記者会》
令和元年８月２１日
国土交通省東北運輸局

宮城県Ｂ地区のタクシー運賃改定「必要」と判定

平成３０年１１月１６日に宮城県Ｂ地区のタクシー事業者から最初のタクシー運賃改定要請・申請が提出され、その後、３ヶ月間を要請・申請受付期間としていたところ、同地域における法人タクシー事業者の保有する車両の７割以上の事業者からタクシー運賃改定要請・申請がありました。これを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

記

１．　運賃改定要請・申請受付期間
　平成３０年１１月１６日　～　平成３１年２月１５日

２．　運賃改定要請・申請状況（平成３１年２月１５日現在）
（１）要請・申請事業者数　　１０７者（宮城Ｂ　法人事業者数　　１４４者）
（２）要請・申請事業者車両数　１，１８７両（宮城Ｂ　法人車両数　１，４８４両）
（３）要請・申請率　　８０．０％

３．　運賃改定要請・申請の内容
（要請・申請）　普通車　１．２km　～　１．５km　まで６７０～７００円
　　１７０ｍ　～　３４０ｍ　ごとに９０～１００円
※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする。
（現行）　小型車　１．５km　まで　６７０円、３４０ｍごとに　９０円
　　中型車　１．５km　まで　６８０円、２８８ｍごとに　９０円

４．　運賃適用地域
　宮城県Ｂ地区（宮城県のうち、仙台市を除いた地域）

問い合わせ先　東北運輸局自動車交通部　旅客第二課
担当者：林、斉藤
電　話：０２２－７９１－７５３０

"とうほくろっ犬
東北運輸局マスコット"